

令和3年白老町議会全員協議会会議録

令和3年 5月26日（水曜日）

開 会 午前10時45分

閉 会 午後 1時21分

○議事日程

1. 行財政改革推進計画について
2. 中国国内における「白老牛」類似商標登録に対する異議申立決定の結果等について

○会議に付した事件

1. 行財政改革推進計画について
2. 中国国内における「白老牛」類似商標登録に対する異議申立決定の結果等について

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|-----------|
| 副 町 長 | 古 俣 博 之 君 |
| 副 町 長 | 竹 田 敏 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 高 尾 利 弘 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 太 田 誠 君 |
| 企 画 財 政 課 長 | 大 塩 英 男 君 |
| 企 画 財 政 課 主 幹 | 増 田 宏 仁 君 |
| 産 業 経 済 課 長 | 工 藤 智 寿 君 |
| 産 業 経 済 課 主 幹 | 今 井 康 博 君 |
| 産 業 経 済 課 主 査 | 菊 池 人 氏 君 |
| 産 業 経 済 課 主 査 | 菊 地 純 君 |
| 行 財 政 改 革 室 長 | 高 橋 裕 明 君 |

行財政改革室主任 山中萌美君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君
書記	神綾香君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） それでは、ただいまより全員協議会を開催いたします。

（午前10時45分）

○議長（松田謙吾君） 本日の全員協議会の案件は、1、白老町行財政改革推進計画の策定について、2、中国国内における「白老牛」類似商標登録に対する異議申立決定の結果等についてであります。

それぞれ担当課からの説明を行い、不明な点などの質疑を行った後、内容に対する意見等がありましたら協議を行います。

それでは、（1）白老町行財政改革推進計画の策定について、（2）白老町定員管理計画の策定についての説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） まず初めに私のほうから一つ目の白老町行財政改革推進計画の策定について少々お話をさせていただきたいと思います。

本日は本会議の後、お疲れのところ引き続いて全員協議会を開催させていただきましてありがとうございます。これからご説明を申し上げます、白老町行財政改革推進計画の策定についてでございますが、昨年度これまでの計画期間が終了しました行財政大綱と、それと財政健全化プランの一体化を図りながら、今後のこれまでの中で様々な調整を図ってきた内容を今後、第6次白老町総合計画の中にしっかりそれらを根底に据えながら、この行財政改革推進計画の策定を図ってまいりました。ただ、今後の人口減や町税等の財源減収の部分を見合いながら、今後どのようにして本町の行財政運営をしていくべきなのかというような辺りについて、様々な議論を踏まえまして策定を図りたいと考えております。そういう中でこの計画の重要性をしっかり捉えながら、今後の行財政運営の基本方針としての位置づけをしっかりとしていきたいと考えております。これまで議員の皆様方には中間報告や素案の提出、そして特別委員会を設置いただきましてご議論いただきました。これらの状況を踏まえて町としましても特別委員会からのご意見、そして行財政改革推進委員会からの方針、また町民へのパブリックコメント等の内容を踏まえまして、今回成案化を図った次第でございます。本日はその内容について議員の皆様方に説明を申し上げたいと思っておりますが、今後この計画をしっかり推進していくことはもちろんでございますが、その時々、その節々ごとにしっかりご意見、評価を図りながら、また議員の皆様方への報告も含めてご意見をいただいて、さらなる計画の改善を図ってまいりたいと思っております。それでは、これ以降は担当課から随時説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 私のほうから計画書の具体的な内容説明の前に、本計画の概要についてご説明をさせていただきたいと思います。行財政改革推進計画につきましては、昨年議決をいただきました第6次白老町総合計画の基本施策、行財政運営の個別計画というような形で位置づ

けられております。計画書の中には、これまでの白老町行政改革大綱、白老町集中改革プラン、白老町財政健全化プランが示されておりますが、今回行財政改革推進計画として一本化したところがございます。総合計画の施策においては、現状の課題、目指す姿、4つの基本事業という形で総合計画の中に示されておりますが、この行財政改革推進計画と連動しているところがございます。これからの行財政運営は迫りくる人口減少と歳入減少の中、増加する行政事業に対する的確に対応できる行財政運営が求められています。いわゆる限られた財源の中でいかに有効、効率的なサービスの実施をしていくかというのが一番の課題でございます。本計画はそのことを実現するために基本方針、実施方策、実施項目の3層立てになっておりまして、最終的には効率、効果的で信頼される行財政運営により時代に即応した行政サービスが提供できるまちを目指して、将来に持続可能なまちづくりを進めるものでございます。計画の内容につきましては、この後、担当からご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高橋行財政改革室長。

○行財政改革室長（高橋裕明君） それでは、白老町行財政改革推進計画について、中身のご説明をいたします。

1 項目めの資料としては、この推進計画とA3判の令和3年度取組一覧表、そして進捗管理についての3つの資料と、第4次白老町定員管理計画がお手元にあると思います。まず、最初にこの計画の策定経緯について簡単にご説明いたしますので、計画書の最後にある資料編の資料3を御覧ください。計画策定につきましては、行政、議会、町民が関わっておりまして、この1年間の大枠の取組内容については、昨年度末に本部会議で設立決定をして6月から9月に専門部会を中心に素案検討、その後10月から1月に計画案の検討を幹事会を中心に行いました。そして12月に中間報告として議会全員協議会に素案を提出し、1月に特別委員会を設置して計画案の検討をいただいて、2月に報告をいただきました。一方、行財政改革推進委員会には計画書を諮問して、3月に答申をいただきました。さらに町民には2月にパブリックコメントを実施しました。ここまでの昨年度の計画です。本年度4月には特別委員会にて行財政改革推進委員会よりいただいたご意見を踏まえて、計画の提案化に向けて町内の専門部会、幹事会をとおして本部会を経て提出いたします。今後、町のホームページと広報誌で町民にも周知を図ってまいります。

それでは内容に入ります。本編1ページの第1章から御覧ください。これまでの行財政改革は、財政の健全化に特化した仕組みとして、行財政改革プログラムや財政健全化プランを策定して、十数年に及ぶ財政建て直しの取組を進め危機的な状況は脱したものの、今後の人口減少や町税財源の減収を見据えながら持続可能なまちづくりを進めていくことが重要だということが考えとしてあります。まずは過去を振り返り、行政改革大綱の取組と財政健全化プランの取組経過について記述しております。1ページの下段は、これまでの行政改革と財政計画の一覧です。

2ページから4ページは（2）第5次白老町行政改革大綱の取組で、大綱の基本方針と主な取組項目について記述しております。3ページ、4ページは特別委員会のご意見としていただいた集中改革プランの取組状況について提起しております。5ページの（3）白老町財政健全化プランの取組では、取組の姿勢と目標を記述しておりまして、5ページから8ページに収支状況と健全化指標の状況及び財政調整基金の状況を記述しております。これによってプランの目標値はおおむね達成

してきたことが分かります。9ページ、2、白老町の「今」で、過去からの教訓と未来への思いということから、社会情勢に対応した健全な財政運営のもと、町民ニーズに即応する行政サービスの提供を維持するために、財政改革と行政改革を一体とする本計画を着実に進めていかなければならないということが記述されております。

次に10ページ、第2章、「未来」への道しるべ、推進計画にあたる部分でございます。1、基本方針についてですが、(1)計画の趣旨及び方向性では、本計画はこれまでの財政改革と行政改革の基本姿勢を継続しながら、本町を取巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、将来にわたり安定的かつ継続的な行政サービスを実現していくことの指針であるということが書かれております。(2)現状と課題は、行政計画の施策、行財政運営から変化する社会情勢の養成として、①財政需要に的確に対応すること、②政策形成能力の高い職員の養成、③町民サービスの向上と行政組織のスリム化、④公共施設の長寿命化や適正配置が求められることを提示しております。(3)めざす姿は、これも総合計画の施策で示されております、めざす姿を引用いたしまして、行財政運営により、将来にわたり持続できるまちの実現について記述しております。(4)計画の構成では、基本的な方向性や取組の柱を示す推進計画、それと個別の実施項目や実施時期、担当部署などを示す実施計画、これで構成することをここで書いております。(5)計画期間では、令和3年度から令和10年度までの8か年ということが書かれております。(6)取組姿勢では、①財政規律と身の丈に合った運営、②直面課題の解決と中長期的視点による世代間の公平、③変化を恐れず果敢に改革に取り組むことを示しております。(7)計画の位置づけでは、総合計画に掲げる施策を実現するための個別計画として捉え、今後の組織編成、予算編成、行政執行に対して本計画の基本方針等を遵守することが提示されております。そしてこの節の最後の(8)計画の見直しとして、毎年ごとに実施計画の27項目について進捗管理を行い、4年後の中間年には実施計画の見直しを行うこととしているとともに、状況変化に応じては随時見直すことを可能としております。この節では、特別委員会から本計画の目標姿、進行管理を明記すべきとのご意見をいただき、(2)、(3)の追記と(8)で進行管理は実施項目ごとに毎年行うということを明記いたしました。

次に12ページの2、取組の柱についてです。4つの基本方針は、総合計画の基本施策である行財政運営に示される4つの基本事業と一致させて4つの実施方策としております。12ページから15ページは、基本方針4つと、その施策となる11の実施方策を整理しております。それぞれの基本方針には趣旨や目標などを記述し、それぞれの実施方策とその内容について概要を説明しております。この節では特別委員会から取組の柱は総合計画の行財政運営の施策の基本事業の体系に改編すべきとのご意見をいただき、そのように改編し、総合計画との連動を明確にしております。

ほかにご意見をいただいた記述といたしましては、13ページの基本方針に実施方策⑤の中に自由度を高めた個人能力の支援ということと、14ページの基本方針3、実施方策⑧の中に稼ぐ自治体経営の視点というのを掲示しております。

次に16ページからの第3章です。ここは実施計画として位置づけ、1、個別の取組として、基本方針、実施方策に基づく実施項目を示しており、この内容に関する個別計画、実施する調整部署と推進部署、年度計画を記述しております。この4つの基本方針、11の実施方策、27の実施項目は、別紙にありますA3判の令和3年度白老町行財政改革推進計画実施計画の取組一覧表として作成し

ておりますので、概要はそちらを御覧いただきながら詳細は本編でご確認いただきたいと思います。

それでは、基本方針1、行政サービスの充実の実施方策①事務事業の再編・新たな町民サービスの創出では、ナンバー1からナンバー3の3つの実施項目を挙げております。

次に実施方策②民間活力の活用においては、ナンバー4からナンバー6の3つの実施項目を挙げております。19ページの実施方策③町民、民間等との共創・協働では、ナンバー7からナンバー9の3つの実施項目を挙げております。特にこの基本方針1の中では令和3年度の取組として、②のナンバー4で民間活力活用に関する基本方針の策定、ナンバー5の白老町公の施設の指定管理者制度に関する指針の見直し、ナンバー6の白老町PPP、PFI手法導入優先的検討指針の策定、③のナンバー8、白老町地域コミュニティ基本方針の策定などが予定されております。

次に21ページの基本方針、2、効率的・効果的な行政運営の実施方策④職員の適正管理と組織の強化では、ナンバー10からナンバー12の3つの実施項目を挙げております。

22ページの実施方策⑤職員の意識改革と人材育成の推進では、ナンバー13からナンバー15の3つの実施項目を挙げ、24ページの実施方策⑥業務プロセスの最適化では、ナンバー16の1つの実施項目を挙げ、実施方策⑦ICT利活用の推進では、ナンバー17、ナンバー18の2つの実施項目を挙げております。この基本方針2では、特に令和3年度の取り組みとして、④、ナンバー10の第4次白老町定員管理計画の策定、ナンバー12の白老町内部統制基本方針の策定、⑤、ナンバー13の白老町職員研修基本方針の策定、ナンバー15の白老町ダイバーシティ基本方針の策定、白老町障がい者活躍推進計画の策定、⑦のナンバー17、白老町ICT推進計画の策定が予定されております。ここでは特別委員会からご意見をいただいた、ナンバー14、人事評価制度においてチャレンジ意欲や成果などの事例検証及び職員意識調査を実施していくという項目を追記しております。

次に26ページ、基本方針3です。健全な財政運営の実施方策⑧財源の確保では、ナンバー19からナンバー22の4つを実施項目として挙げ、28ページの実施方策⑨歳出の最適化と将来負担の抑制では、ナンバー23の1つの実施項目を挙げております。実施方策⑩公営企業等の経営健全化では、ナンバー24の1つの実施項目を挙げています。この基本方針3では、令和3年度の取組として、⑧のナンバー20の債権管理条例の制定が予定されており、これまでの財政健全化プランの中心を担うナンバー23においては、計画期間8年間で町内発行80億円以内、将来目標として、計画期間ではなく将来目標として北海道内の平均値を用いて実質公債比率9.1%、将来負担比率40.6%、経常収支比率として87.2%、実質収支比率3%から5%を目指すということが記述されております。また、ナンバー24の個別計画欄に示されている2020年町立病院経営改善計画につきましても、令和3年度に改正が予定されております。

続いて、29ページの基本方針4、公共施設の適正化は、実施方策⑪公共施設の最適化では、ナンバー25からナンバー27の3つの実施項目を挙げております。この基本方針4では、白老町公共施設等総合管理計画に基づく、公共建築物個別計画によって長寿命化やトータルコスト縮減を踏まえた、公共施設等配置計画の策定を令和5年度までに取組こととしております。

31ページからの、2、財政収支見通しでは今後歳入の減少は避けられず、また、組織や行政サービスの最適化を図る必要があるとして、現時点での歳入として発生している項目を推計対象として、歳出については歳入に見合った歳出を実現するための目標値として記述しております。歳入歳出差

引と将来推計につきましては、様々な影響が起りうると予想されますが、現時点での一つの目安として捉え、行政コストの見直しに取り組むことが記述されております。なお、特別委員会からいただいた財政指標の推移を示してほしいのご意見から、収支見通しとは別に資料編の最後のページになりますが、資料5、健全化判断比率の推計として、この計画で示した収支見通しに基づく指標の推計を示しております。

次に36ページの第4章、「現在」、私たちにできることでは、将来にわたり、このまちに暮らす全ての町民が心豊かに安心して暮らすことのできるまちづくりを実現することが使命であり、義務であることを表明し、将来を見据え、行政組織や行政サービスの在り方を一から見直し、今までの当たり前を変えていく決意を記述しております。

次に資料編になります。資料1は、各ページの下段に書いてありました用語説明を一覧として記述しております。資料2は、実施計画の一覧表になります。資料3は、最初に説明した行財政改革推進計画策定の経過、資料4は行財政改革の体制と推進についてで、組織体制は推進本部と推進委員会となっております、下段の計画については、右側のこれまでの行政改革大綱と財政健全化プランの二本立てを、今回行財政改革推進計画として一体化すると図示しております。そして最後の資料5は先ほど説明した、健全化判断比率の推計を載せております。

次に進捗管理の仕組みについて補足しておきます。説明資料の3枚目です。別紙の資料を御覧ください。進捗管理の対象は、実施計画の27の実施項目について行い、調整部署で組織する進捗会議というものを開催して本部に報告するという流れになっております。この調整部署というのは7部署になりますが、具体的にはその調整部署が実施計画に基づいて、毎年4月に年度取組予定、10月に取組の中間報告、3月に年度の取組報告を様式によって事務局である行財政改革室に提出いただくこととしております。

最後に、この計画は時代に即応した行政サービスを提供できるまちを目指す姿としており、計画期間8年で27の実施項目に取組み、推進方針や事業計画を推進することで基本方針の実現を図ろうとするものです。これから予測される人口減少や財源の減少、それらに見合う職員数の改善で行政を運営し、持続可能なまちづくりを進めようとするものです。従前の行政改革にあった無理、無駄の節減だけではなく、このような状況下にあってもなお効率、効果を高め、町民サービス向上のための質の高い行政運営を進めるために健全な財政運営と行政改善の確立、これから重点化していくことになるだろう業務改革、ICTの活用、民間の活用などに対して確かな取組と推進が求められる計画になっております。具体的な推進計画についての説明は以上となります。

○議長（松田謙吾君） 太田総務課主幹。

○総務課主幹（太田 誠君） それでは私のほうから、第4次白老町定員管理計画について説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。1、計画策定の背景及び趣旨でございます。1番、これまでの経緯ということで、平成9年に第1次定員管理計画を策定しました。第2次では平成18年度に330人だった職員数を平成28年度までに78人を削減し、財政再建に向けて大幅な職員数及び人件費の削減に努めました。第3次では再任用制度の導入、ウポポイ周辺整備や町立病院改築等の特殊要因により計画職員数は増加しましたが、中途退職者の増加や新規採用の不調により最大で8名の欠員が

生じました。一番下の表は平成18年から令和2年度までの職員数の推移の計画値と実数値でございます。平成29年から令和2年の計画には特殊要因5名を含んでおります。

続きまして、2ページ目でございます。2番、道内類似団体との比較でございます。職員数においては、各地域において行政面積や専門職の配置数などにより実情が異なることから、あくまでも参考値となりますが、類似団体と比較すると、人口1万人当たりの普通会計職員数は消防を町単独で持っていることから、6団体でもっとも多く、平均より26.7名多い状況でございます。一般行政職員数は、6団体中で2番目に多く、平均より4.3名多い状況でございます。普通会計職員数は、病院、水道、下水道、国保、後期高齢を除く職員数となっております。一般行政職員数においては、普通会計職員数で除いた職員にプラスして教育委員会、消防を除いた職員数となっております。消防を単独で持っているのは白老町のみでございます。類似団体で示している町については、町と村で大体2町村から7町村単位で広域消防を設置している状況でございます。なかなか本町のようになかなか小牧市、登別市など市に挟まれている状況の市町村はないものでして、広域は難しい現状があるのかと理解しております。

続きまして、3ページ目でございます。3番、現状と課題でございます。人口及び歳出決算額の推移が示すとおり、人口減少・少子高齢化の進行がもたらす諸課題の対応や老朽化が進む公共施設の整備など、人口が減少しても歳出額は減少しないという状況でございます。また、複雑な法律改正や制度改革が断続的に実施されるほか、自然災害や感染症対策などの緊急的な事態への対応も続き、職員一人一人の業務量や責任が増大するなどの課題がございます。下の表の職員の年齢構成を見ると、40歳代後半が職員数の多い世代となっており、30歳代が少ない世代となっており、人数格差が顕著となっている状況でございます。少ない世代の業務の偏りや世代間継承の不足により若年層職員の人材育成に悪影響を与えることが懸念されております。

続きまして、4ページ目でございます。4番、今後の課題でございます。本町では、平成28年度から現行の再任用制度を実施しておりますが、令和3年度退職職員から再任用期間が65歳、期間として5年間になることから、今後、再任用職員が増加する見込みでございます。フルタイム勤務の再任用職員については定員管理にカウントされることから、新規採用職員の抑制も必要に応じて出てくるかと思っております。さらに公務員の定員年齢が段階的に引き上げられる予定であり、それに伴い退職者が著しく少ない年度が生じることも予測されます。定年延長については、4月13日に、国家公務員の定年を現在の60歳から段階的に65歳まで引き上げる国家公務員法改正案が閣議決定されましたので、このまま成立すれば、早ければ令和5年4月から2年ごとに1歳ずつ引き上げられて、2031年度（令和13年）までに65歳に引き上げられる予定でございます。また、本町は病院と消防を運営維持するためには一定数の職員数を確保していく必要があり、職員数を削減するには事務事業等の見直し等の行政改革を今まで以上に進めていかなければなりません。人員不足により住民サービスの低下を招くことがないように、中長期的な視野で定員管理と業務効率化に努める必要があります。

続きまして、5番、策定の趣旨でございます。第4次白老町定員管理計画においては、今後のさらなる人口減少及び歳入額の推移を考慮しつつ、町財政の健全化に向けて、最小の経費で最大の効果が上がる効率的でスリムな行政運営を進めるため、施設の民間移譲、指定管理、業務の民間委託

や業務効率化などの行政改革を引き続き推進し、常に定員の適正化を図り、人件費の抑制に努めていくものでございます。

続きまして、5ページの定員管理計画についてでございます。1番、計画期間ですが、白老町財政改革推進計画との整合性を図るため、令和3年度から令和10年度までの8年間を計画期間といたします。

2番、基本方針です。白老町行財政改革推進計画に基づき、事務事業の見直し等の行政改革を推進し、人件費の抑制に努めます。

続きまして、3番、具体的な取組でございます。(1)組織機構の見直しでは、①簡素で効率的な組織、②課・室の統廃合、③グループ制の検証及び見直しについて書かれています。課・室の統廃合については、4月1日の機構改革によって、21部署から16部署に改編しました。今後の人口減少、職員数の減少を考慮すると、さらなる大課制を推進していかなければなりません。職員間の横のつながりを強化し、協力体制を充実させることで業務の共同化を進め、効率化を図る体制の構築を図っていきます。平成17年度に始まったグループ制については、平成29年に実施したアンケートで9割がグループ制が必要、しかしながら5割の方がグループ制のメリットが発揮されていないという意見があり、グループ制の効果を検証して必要に応じて制度の見直しや新たな制度の構築を検討していきたいと考えております。

(2)事務事業の見直しでございます。①事務事業評価の実施、②事務事業のスクラップ・アンド・ビルドであります。現在、実施している事務事業の必要性、費用対効果等を検証し継続すべきなのか、行政が事業主体であることが妥当なのかといった面から事業評価を実施し、評価結果をもとに事務事業の新設、廃止、統合を実施し、事務事業のスリム化を図ります。

続きまして、6ページ目です。(3)外部委託の推進でございます。①指定管理者制度及び民間業務委託導入の推進、②外部委託による職員数の削減でございます。令和元年12月から駅北観光商業ゾーンを観光協会に指定管理し、令和2年4月からは庁舎の清掃、施設の草刈り、学校給食事務補助、病院夜警業務を振興センターに民間業務委託した実績があります。今後においても住民サービスに与える影響、コスト等を考慮し、効率的かつ効果的に業務を行えるものについては積極的な導入により職員数の削減、人件費の抑制に努めます。

続きまして、(4)行政事務の効率化です。①ICT(情報関連技術)の活用でございます。令和2年度から時間外勤務、休暇申請については、今までの紙ベースから電子化を図り、業務の効率化を図られたところでございます。また、現在のコロナ禍においては、リモートでの会議や打ち合わせなども必要となってくることから、積極的にICTを行政事務に取り入れるとともに、ICTに精通した人材の育成を図り、町民の利便性向上、業務の効率化を行ってまいります。

続きまして、(5)計画的な職員採用と優秀な人材の確保でございます。①適材適所の人事配置ですが、人事評価、人事ヒアリング等を踏まえ、職員の能力、適正を把握し、職員個々の知識・能力・経験等を踏まえた適材適所の職員配置に努めます。②職員年齢構成の平準化でございます。職種ごとの年齢バランス及び定員管理計画に基づき、毎年一定数の職員採用を実施いたします。③優秀な人材の確保でございます。職員採用における年齢要件の緩和、社会人経験者の採用試験の実施など採用までの門戸を広げ、引き続き人物重視の採用面接を実施し、より多様で幅広い年齢層から優秀

な人材を採用できるよう取組ます。

続きまして、(6) 人材育成の推進です。①人材育成基本方針です。白老町人材育成基本方針及び職員研修の充実を図り、「できない理由ではなく、できる方法を考え積極的にチャレンジする」職員の意識改革と「気づき、考え、行動する職員」の育成に努めます。続きまして、7ページ目の②人事評価制度の見直し及び評価結果の活用でございます。平成28年度から既存の制度を見直し、人事評価制度については、ある一定程度職員に浸透しているのかと思っております。ただ、評価者によって採点の偏り、業務量に関する評価がしっかりされていないなどの課題もあることから、現行の人事評価制度の評価方法等について見直しを進め、評価結果を昇給及び勤勉手当に明確に反映する能力実績に基づく人事管理を強化し、職員の能力開発とモチベーション向上を推進します。

続きまして、(7) 多様な任用勤務形態職員の活用でございます。①再任用職員の活用です。再任用職員については、今後8年間の期間中に45名の定年退職が見込められるため、再任用の希望者が多数いる場合においては、職員定数を抑制するため、フルタイム勤務によるものだけでなく、短時間勤務として再任用することも検討していかなければなりません。続きまして、②任期付き職員の活用でございます。こちらのほうは白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例ということで、平成20年に策定しております。こちらのほう特定課題等の解決に向けて、期間を定めて、高度の専門的知識経験、または優れた識見を有する者を採用し活用する制度でございます。ここ数年の活用実績はございませんが、今後においては業務も高度化、複雑化している状況もございますので、この制度の有効活用を推進していきたいと考えております。③会計年度任用職員の活用でございます。こちらのほうも令和2年度から運用開始していて、定型業務や相談業務を会計年度任用職員に担っていただき、職員においては政策立案などを中心に業務の差別化を図っていくという形です。ただ、任用にあたっては、正職員や再任用職員などの配置を考慮し、必要とする人員や職務内容、勤務時間等を十分に精査した上で適切に任用を行うことといたします。

続きまして、(8) 定年延長への対応でございます。公務員の定年については、今後65歳まで段階的に引き上げられる予定でございます。ただ、現時点では具体的な内容が決まっていないため、定年延長後における計画的な職員採用や年齢構成の平準化を図るための具体的方策については、国の動向等を注視ながら検討を進めることといたします。

続きまして、8ページ目です。4、年度別定員管理計画でございます。計画期間中の年度別定員管理計画は下記の表のとおりでございますが、令和2年度の計画値が269名で、令和10年度まで248名でございますので、合計すると21名削減するような計画となります。年でいうと2人から3人程度削減していくという計画になっております。こちらのほうは行財政改革推進計画の33ページに歳出将来推計で令和10年度までに人件費を約1億7,000万円削減するような形になってございますので、そこを実現するために21名程度の削減が必要ということになってございます。21名削減するには行革推進計画、定員管理計画でも示しておりますが、事務事業の見直し、外部委託の推進、ICTの活用など行政改革をこれまで以上に進めていく必要があると考えております。参考に、会計年度任用職員についても、フルタイム職員のみでございますが載せております。こちらについては7ページでも説明しましたが、正職員や再任用職員などの配置を考慮して、必要とする人員や職務内容等を十分に精査した上で適切に任用し、人数についても管理していきたいと思っております。下

の表は、今後の人口と職員数の推移でございます。

続きまして、9 ページです。5、年度別職員採用計画でございます。新規採用方針でございます。

(1) 原則として、前年度退職見込者数の7割程度を新規採用いたします。各年度の採用見込みについては、下の表を御覧ください。(2) 職員の年齢構成バランスの是正を考慮した採用を実施いたします。参考に過去の年度別職員の採用、退職の状況を示しております。

続きまして、6、計画の見直しでございます。本計画は、白老町行財政改革推進計画及び実施計画に基づき、現時点での状況を踏まえた目標値でございます。今後の人口や歳入の状況、職員の中途退職の状況や公務員制度の改正等に応じて、随時見直しを行っていきたいと思っております。

将来にわたって質の高い行政サービスを安定的、かつ効率的に提供するためには、行政改革の中でも載っていますが、限られた財源と人材を有効活用して、政策課題に迅速かつ柔軟に内応できるコンパクトで横断的な組織機構への転換を図るとともに、職員一人一人の政策形成能力・職務遂行能力を高め、行政のプロフェッショナルとして必要な政策力ですとか、判断力、調整力、改善意識を持つ職員の育成を引き続き行っていくとともに、定員管理計画に基づいた職員の適正管理を計画的に推進していきたいと考えております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長(松田謙吾君) ただいま説明がありましたが、この件について特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

5 番、西田祐子議員。

○5 番(西田祐子君) (2) の定員管理計画の策定のところです。このような素晴らしい計画を立てていただいたことは、今後白老町の人口減少に見合っただけでやっていくというのはよく分かりました。ただ、今まで随分言われてきましたけれども、職員の適材適所というところがなかなか申し訳ないのですが、議員の私の目から見ると本当に適正だったのかというところが非常に疑問を感じる部分がございます。今回こういう計画をきちんと立てられて、管理者としてこれをきちんとやっていくのだという考え方を持っていらっしゃると思いますが、その基本的なきちんとした考え方が内部の中できちんと検討されてやっていかれるのかどうなのかと非常に疑問に感じる部分があります。というのは人事評価制度で見直し、評価結果の活用とっていますが、具体的に本当にこの人事評価制度がきちんと機能していれば適材適所になっていたはずなのです。その辺り、きちんといただければ、これは言うは易し行うは難しなのです。本当に人のことですから、やはりどうしても厳しいのかと思います。前段の計画、財政計画というのは、これは数字の問題ですから厳しくやっていこうと思ったらできるのですが、人間のことで非常に難しいと思いますので、申し訳ないのですが、副町長これからもきちんとやっていくためにお考えがあったらぜひ伺わせていただければと思います。

○議長(松田謙吾君) 古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 適材適所の問題でご指摘をいただきました。私たちも毎年毎年、人事配置をやるたびに、職員からの希望、それからここにありますように人事評価の状況を踏まえまして、一定限の配慮をしながらやっているつもりでございます。ただ、実際的には同じ部署に長らくいる人事のあり方ではなくて、やはり若い人たちの部分については各部署をなるべく多く経験しながら、一定限の器量といいますか、そういう能力をつけてもらうというような配慮をしながらやっていま

す。それから年齢の上の方によっては次のと言いますか、管理職への登用も含めて、そういう配置の仕方もしているつもりです。なかなか現実的な部分で言いますと、それぞれの職員が持っている個人的な事情も、これもやはり無視することはできない状況があるので、その辺のところも考えなければなりません。そういうような様々な要件を加味しながら、今ご指摘のあったようなしっかりと業務が遂行されるような人事の配置はしていつているつもりなのですが、確かに見方としては、今ご指摘のあったようなところがあるかもしれませんが、私たちとしては今言ったような条件、状況を踏まえながら人事配置はしているつもりですし、今後も今出された人事計画の内容をさらにしっかりと受けまして、人事管理計画に基づきながら、そして本当に白老町役場が町民に対してしっかりと対応できるような人事の進め方を今後もしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 古俣副町長、総論はよく分かります。ただ、今年度の4月の人事は申し訳ないのですが、一生懸命頑張ってもなかなか昇格できなかったというのですか、課長以下の人事評価制度が一律といったら変な言い方ですが、ほとんど上がる人がいませんでした。あの辺を見ると、本当に適正な人事評価をしているのかと、私の目から見ると、一生懸命頑張った人は、こういう考え方だからといってその評価を1年先延ばしされるのか、2年先延ばしされるのかということになってくるとやる気というか、モチベーションが下がってしまうと思うのです。この頂いた資料を見ますと、途中退職の方が随分いらっしゃいますね。やはりよい人材をきちんと確保しようと思ったら、そのときそのときにきちんとした評価をしてあげることが、やはり人事制度でよい人材を白老町に残すということになってくると思うのです。私は今回このところをわざわざ聞いたのは、この前の人事の評価を仕方を見るといかななものかと非常に疑問を感じたものですから、あえて質問させていただきました。やはり頑張っている職員にはきちんと評価してあげる、そういうような人事評価制度というものをきちんと動かしてほしいと私はそのように思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 確かに今年度の場合について昇格は実際的には押さえております。評価のする、しないという部分についてはしっかりとやっているつもりなのですが、今回の課の設置が大課制に向けての関係で少なくなっていつていますから、単純に主幹職が課長にというような、そういうわけにはいかないというような事実がありました。そういうことを昇格の部分と、それと評価の部分については、私は決して分離した形ではなくて、一定限のつながりがあるべきだと思います。ただ、事情の中においては今言ったような段々大課制にして、ピラミッド型にしていく状況をつくっていくときには、先ほどの年齢構成も含めて、なかなか全てにわたって次のポストにというふうなわけにはいかないことが出てきます。そういう関係で人事評価のありようについて、先ほどの説明もありましたけれども、今やっている人事評価の内容的な部分の見直しというのは、その評価の結果を昇給だとか、勤勉手当の反映だとか、そういったことへの対応も必要ではないかというように考えて、今後の人事の中での定員管理との関わりの中で検討しなければならないことだと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 私はやはり町民が白老町のまちをよくしてもらうためにお願いして役場職

員になってもらったと思っております。議員はその町民の代表であります。一人一人の職員がやはりきちんと適正に評価されるかどうかということは、議会の議員としてこれからも見守っていきたいと思っておりますので、その辺をきちんとご理解していただき、採用する権限とか、評価する権限は今お持ちかもしれませんが、私たち議員もやはり職員一人一人が適正に評価されるということを望んでおりますので、その辺もよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 西田委員からありましたご指摘についてはしっかりと受けとめて対応を図っていきたく思います。役場職員もやはり役場内部での目線だけの評価ではなくて、町民の皆様はもちろんですが、様々な部分からの視点によつての評価があるということを十分職員も認識をして、自分の業務に対して精通していく対応をしっかり持たせるといいますか、指導をしながら自ら努力を図っていくように指導してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 今回の策定についてはこのたびの全員協議会、これは今まで議論を重ねてきた中で、それを踏まえて1点だけお聞きします。行財政改革推進計画の9ページと36ページ、こちらで私たちにできることとありますが、私たちというところを確認したいのです。例えば9ページのほうでいくと、あの長く苦しい時代を再び繰り返すわけにはいきませんとあります。過去に本町のまちづくりでいきますと、これは協働のまちづくりということで、これはたしか平成4年ぐらいだったと思いますが、私たち変わりますという、町内向け、職員向けのスローガンをもとに職員はしっかりと町民との協働のまちづくりを進めてきたわけですから、ではこの9ページのあの長く苦しい時代をとどこでいきますと、もちろん職員の皆様の給与は緩和されました。ただ、町民の皆様の固定資産税等の問題、これはまだ傷口はふさがってはいないわけです。そこで私が確認したいこと、高橋行財政改革室長は今まで本町の政策の中心を担ってきたわけですから、そういったところで解説いただきたいのですが、この私たちというのは町職員のことなのか、それとも町民の皆様を含めての私たちなのか、その部分を確認させてください。

○議長（松田謙吾君） 高橋行財政改革室長。

○行財政改革室長（高橋裕明君） そもそも行財政改革推進計画というのは、どちらかというと行政内部の計画でありまして、ここでいう私たちというのは職員みんながという意味で捉えていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 私もそこは職員向けなのだろうという思いを持って受けとめておりました。ただ、そう考えると職員の皆様は今まで給与も削減されて本当に苦しい時代というか、底を経験されました。ただ、一方では、やはりまちづくりの主人公は町民の皆様ですから、そこにはまだ痛みが癒えていないところを踏まえて、ぜひこの計画を進めていただきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 高橋行財政改革室長。

○行財政改革室長（高橋裕明君） 非常に難しい計画であることはご理解いただけると思うのですが、これからの人口減少、財政の縮小が伴う中であっても行政の立場としては町民サービスを落と

さないように努力していくという計画なのです。ですからそのためには何をしたらいいかという、ある程度、今以上にICTというのもありましたが、効率化していくことも必要ですし、さらに職員としても能力を上げていかなければならないということなのです。全ては町民のためということを念頭に置いてこの計画を進めていくべきだと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

なければ私から一つお聞きしておきたいと思います。今、この行財政改革推進計画について、いろいろ説明がありました。特に高橋行財政改革室長は水を得た魚のごとく、これをつくったと思うのです。この一番最後に当たり前を変えていくとあるのですが、私は当たり前ではないことを今のこの10年間、20年間、町民に相当サービスを切ってきました。今度は当たり前にする挑戦が必要ではないかと、私はずっと先ほどから聞いてきてそう思いました。当たり前の行政にしなければならないのです。私は今までずっとこの20年余りも、15年余りも何でも町民の求めることにお金がない、こう言って説得してきました。しかしながら、確かに立派な行政改革はつくるのだけれども、今までのいろいろな言葉があるのですが、今までのこのまちの姿、老朽化した施設、それから老朽施設の見直しでは1,000億円もかかると言われてきました。ずっと説明をしてきました。そういうものをきちんとした、町民が認める、見えるまちに変えているのか、この立派な言葉だけではなく、私は町民が目に見えて見える、このものがまちのやるべきことだと思うのです。いろいろな意見はあります。何時間もやってきました。けれども本当は町民が目前で便利に見えるもの、見づらいものから見えるものに変えていく行政が必要なのです。例えドア一つにしても、向こうから車が来た、300メートルぐらい前からライトが見えなくなるような道路ばかりです。それから学校も老朽化した学校がそのまま手付かず、森野小学校も白老小学校も竹浦小学校も草だらけです。そういう目に見えて見える、町民が本当に見えるような行政運営というのが私は大事だと思うのです。確かに実質赤字比率とか、将来負担が下がっているかもしれませんが、こんなのは当たり前の話でいくら下がっても見えないのです。町民のもっと見える行政運営、このことがやはり白老のまちでこれから必要だと思うのです。長く将来を見据えたときに、そういうまちづくりが必要なのだとは私は思うのです。これはもとの高橋行財政改革室長の本職に戻ったようなものだから、もう少しそういう部分をきちんと町民に見えるような改革をしてほしいと思うのですが、決意をもう一度お聞きしておきます。

高橋行財政改革室長。

○行財政改革室長（高橋裕明君） 議長からお話があったことは、本当に当たり前に見えるまちに変えていくということはしていかなければならないし、それが本来のまちの姿だとは考えます。

そしていろいろ私がつくったかのように思われていますが、これは昨年度に計画として内部で検討されてつくってきた形で、今年度4月からは今言ったように行革委員会や特別委員会からいただいた意見を踏まえて一部修正をしたということで成案化になっていますので、その辺の誤解のないようにしていただきたいです。あと私も何年これに取り組めるか分からないのですが、やはりきちんと対象を間違わずに、根本である町民、地域というものを土台にして、そのためになる行政というのを忘れずに取り組んでいきたいとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 私のほうから36ページの、この当たり前を変えていくという表現

の部分です。一つ例に挙げてみますと、少し話しがずれてしまうかもしれませんが、例えば行政の内部の中で去年つくった一つの文章が、そしてそれを見て例えば今年も同じような文章にするというような形、これが行政の中でやってきた部分が正直あると思います。そして、それが要するに前のものが間違っているかもしれないということで、やはり自分で調べることが必要ですし、それを前に進めていかなければならないということで、要するにそういった部分でも当たり前、今までつくっていた文章が当たり前だというようなことを変えていくということも一つ必要なのかということです。そしてこの計画を職員一丸となってやっていこうということで、実は職員説明会を実施して意思統一を図ったところです。そしてその中では、先ほど貳又議員からご指摘があったように、これまで職員としても一生懸命やってきたのにこれ以上、何をやっていくのだというような意見も正直なところいただいたところでもあります。ですけれどもそこからつながってくるころなのですが、今まで本当にそのままやっていたことを、もう一回ここで当たり前を変えていって、そして少しでもより良い行政サービス、そして議長がおっしゃられたように、ここの当たり前を変えていくことによって、当たりの行政ができるようなものにつなげていくというような形でこの計画を推進していければと担当する私としては考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） いくら課長や室長が頑張ってもだめなのです。まちの考え方をきちんとしないとだめです。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 議長からご指摘いただいたことにつきましては、十分今後のと言いますか、これまでも決して町民に対する当たりの見える化を図ってこなかったかという、なかなか難しい部分は評価の部分ではありますが、一生懸命やってきたつもりでございます。さらに今回のこの行財政改革推進計画は先ほど説明させていただきましたように、これまでの行政改革大綱と、それから財政健全化プラン、それらの一体化を図りながら、それまでそこに持っていた趣旨、そして取組の姿勢は十分大事にしながら、さらに今後の町の状況、人口減だとか、町税の減収の問題も出てくるだろうと思っております。そういうような現実をしっかりと見ながら、ここに書いてあるように中心は町民が心豊かに安心して暮らせるまちだと考えております。それが継続的にといいますか、永続的に白老町が今後もしっかりと町民のために関わっていく、そういうまちづくりをしなければならぬと思っております。そういう意味合いをたくさん込めながら、職員自体がこの計画に基づいて、そしてこの計画だけではなくて、ここからこれを根底にしながら、さらに次のより豊かな実施する事態を、行動をつくり出していきたいと思います。議長をはじめ、議員の皆様方からは様々な観点からこれからも評価ないし、ご意見をいただきまして、この計画の大きなところは十分改善を図りながら進めてまいりたいと思いますので、どうかこれからもしっかりと頑張ってもらいますので、応援のほうも含めてよろしく願います。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） なければこれをもって白老町行財政改革推進計画の策定についての協議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 7 分

再開 午後 1 3 時 0 0 分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、中国国内における「白老牛」類似商標登録に対する異議申立決定の結果等について説明を求めます。

竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 議会終了後の貴重なお時間を頂戴いたしまして、全員協議会を開催いただきお礼を申し上げます。本日の協議をさせていただく事項としましては、予算審査特別委員会と決算審査特別委員会等においても質疑をいただいております。白老牛の商標に関する事項でございます。令和元年12月に中国国内の企業によって、白老牛商標と類似する3種類の図形商標を中国国内で商標登録申請をしていることが判明し、その後、町として令和2年2月に異議申立を起したところであります。本年3月末に異議申立の結果の通知を受領しましたので、その結果並びに今後の取扱いにつきまして議員の皆様にご説明させていただきたいと思っております。これ以降の詳細につきましては、担当より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは早速ではございますが、私のほうから中国国内における「白老牛」類似商標登録に対する異議申立の結果並びにその後の取扱いについてご説明をさせていただきます。

まず最初に、1、経緯でございます。中国国内の企業によって、町で使用している「白老牛」商標と類似する3種類の図形、資料1を先に御覧いただきたいと思います。資料1の下段のほうに中国国内で模倣された商標ということで3種類を表示しておりますが、こちらの図形商標を中国で商標登録申請をしていることが令和元年12月に判明しました。その企業名は、記載のとおりでございますが、インターネット等の情報で確認しましたところ、プリンター機器等を取扱う企業でございました。今回、商標登録した理由等は全く不明であります。このまま商標登録がなされると、中国において和牛輸出が解禁となった際に白老牛としての輸出及び販路拡大に少なからず支障が生じる恐れがあるということでございまして、中国国家知識産権局といたしまして、中国における特許権、商標を取扱う行政機関に対しまして、令和2年2月に異議申立を起したところでございます。

2、異議申立の結果でございます。異議申立につきましては、令和2年7月7日付けで受理され、本格審議を開始されてございます。令和3年2月24日付けで国家知識産権局より異議申立について決定がされまして、白老町には委任事務所から令和3年3月22日付けで通知されたところでございます。決定内容につきましては、白老町の異議申立は全て棄却され、中国企業の商標登録を承認したものでございました。

3、今後の対応についてでございます。中国国内の法制度上、この決定に対抗措置として、町が国家知識産権局に対して、中国企業の商標登録の無効を訴える無効審判請求を提起することができ、この決定を覆すには新たな反論や証拠の提出が必要となりまして、さらなる時間等を要するほか、委任手数料等の予算措置が伴わなければならないということでございます。また、こちら

につきましては敗因といたしますか、棄却された理由とも重なるところではございますが、勝算の高い証拠として必要なものは、中国における白老牛の実績や中国国内における白老という認知度が挙げられまして、確たる証拠を揃えなければならないということになっております。したがって、無効審判請求は断念し、本制度における審議を終結させることとしたいというところでございます。

今後につきましては、日本の商標登録権利者として、中国側の商標登録状況を国家知識産権局のホームページ等により監視を継続するとともに、今回のような類似商標利用状況についても銘柄推進協議会や農業協同組合、ホクレン農業協同組合連合会、町内事業者のほか、国や北海道にも情報提供し、直接の被害、これは想定としましては白老牛ブランドの低下や損害を受けることなどの防止に向けて監視の協力を要請していきたいと考えてございます。日本国内においては、平成19年に町が白老牛の商標登録して以来、白老牛銘柄推進協議会に対して無償貸出しを行い、商標の管理とブランド推進を担っていただいております。今後はブランド管理や販路拡大に向けて、自立してその業務を担える組織体となることが課題と捉えてございます。道外や国外で白老牛としてPRしていくことを見据え、地域団体商標登録の実現や国からの一定の監視支援を受けられるGI（地理的表示）取得の実現が有効であることから、商標管理である新団体の設立、白老牛の定義及び育成過程の統一基準の課題解決のため、先進地事例の研究や農業協同組合、ホクレン農業協同組合連合会との協議も継続して行っていきたいと考えてございます。

4、まとめです。お話した内容をまとめさせていただきます。①今回の異議申立決定以後、中国の国家知識産権局に対する無効審判請求は行わないことといたします。②中国国内において類似商標が登録された結果について、国の商標担当である経産省や関係機関等に報告するとともに、今後、白老牛ブランド力の低下や被害を招かないよう監視可能な範囲で協力依頼を行ってまいります。③中国での輸出が解禁となった場合には、白老牛商標を使用した輸出は行わないよう関係機関に周知してまいります。④ブランド管理の強化の必要性が年々高まっていることから、国内商標だけではなく、地域団体商標やGIの取得の実現に向け、白老牛基準の厳格化など必要な要件を整理するため、農業協同組合、ホクレン農業協同組合連合会、銘柄推進協議会等との協力を継続していきたいというところでございます。

なお、異議申立までの経過を時系列に並べたものを参考として記載させていただいております。

また、説明している中で地域団体商標登録制度、それからGI保護制度については、こちらに記載しておりますので、参考としていただければと思います。簡単ではございますが、私の説明を終わらせていただきます。

○議長（松田謙吾君） ただいま説明がありましたが、この件について特に確認しておく必要のある方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 今後の対応についてというところで、もう請求等を行わないという決断でございまして、それには今まで町担当者のご精力、ご尽力、それは私は認めるものでありますが、やはりこの問題は本町だけの問題にとどまらず、我が国、日本の問題でもあります。そういったところでもう少し各関係機関、国の考えですとか、ホクレン農業協同組合連合会の考えですとか、道の考え、もちろん白老町で農畜産を営んでいる方々の思い、そういったところを鑑みますと、もっ

と時間をかけるといいますか、これは本当に今まで昭和29年から築き上げてきたこの歴史の中で、これは我がまちの知財でもありますし、何度も言いますが、職員の皆様方の努力を認めるのだけれども、ここでもうやめますということで本当によいのかと思いますので、その辺国の考え方とか、そういったところはいかがなのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） まず、国の考え方というよりも、周りで同じような状況があるということを紹介をさせていただければと思っております。お聞きしている部分もあるかもしれませんが、私のほうからまた説明をさせていただければと思います。牛肉関係で言いますと、例えば近江牛ですとか、松坂牛ですとか、十数年前から同じような状況があったということで、中国国内で商標登録が先にされて、実際にやろうしたら同じような状況になっていて、争った経歴もあるようなことは伺っております。また最近では牛肉ではないのですが、京都の宇治茶が同じような状況でございまして、実際に宇治茶の場合は商標登録されたほかに、中国国内で宇治茶と称して商品が出回っていて、あまり良いお茶ではないものが出回っていたというような情報がございまして、実際にその宇治茶を製造、販売されている関係者等でやはり一度は棄却されたところを無効審判請求をかけて、そういうような手続きをしているということまでは情報としてつかんでおります。ただ、国の状況として、中国国内に対しての部分で何かしらの動きをされているかというところは、まだ私正直そこはつかんでおりませんが、牛肉関係ですとか、それ以外の部分で同じような事例がたくさんあるということは聞き及んでおります。今回も様々な角度で検証もさせていただいたところもございまして、足りないと言われれば足りないのかもしれませんが、先ほども言ったように敗因としまして、棄却された理由として考えられる点が数点ございまして、まずは著作権登記というものを別にまたやっていなかったとか、元々大前提としましては、中国に対しての牛肉解禁という話がここ数年ようやく出てきたお話ですので、そもそも中国国内に対して著作権の登記をまずしていないから、ここは弱いというところもございまして、それから相手方の悪意の使用の立証が不十分だということがあります。先ほど言ったように、プリンター機器を取扱う企業が、実際に白老牛を使って悪意を持って商売といたしますか、事業をやりたいというところの立証が不十分だということが一つございまして、それから産地誤認のおそれに関する立証不十分ということで、これは次の中国本土における白老地域の知名度の立証の不十分ということなのですが、要は中国国内において白老という地域はそもそもどこなのだというような認知不足といたしますか、そこの立証が不十分だったのでないかとか、それから先ほどもお話ししたとおり、中国国内における専願主義といたしまして、先に申し出たものがきちんと登録されるといいますか、認められるという国の考え方の部分もございまして、やってもやれないことはないと思っております。ただ、これが今私たちがやるとすれば、数年かけてできるかということになってくるのかとは思っております。ただ、現状として白老牛として商標を使った輸出はなかなか厳しいのかと思っております。というのは、中国国内において、新型コロナウイルス感染症の関係もありますが、輸出解禁になった際に中国国内において白老牛を必要とするというか、消費するだけの量が確保できるかどうかという様々な課題があります。ですので、例えばですが、解禁になった際に牛肉を日本国内から中国に輸出した際に考えられるのは、北海道ビーフという名前でもたくさんの量を集めて中国で消費していただくというような仕組みになるのか

というようにこちらで押さえてはおります。ですから、白老牛単独という形で出すにはまだまだ量的な部分であったり、様々な課題もあろうかというところでございますので、そういったことを鑑みたときに、まずはきちんと監視体制を整えて、先ほども申しましたとおり白老牛のブランド力の低下というか、白老牛ブランドを使って中国国内で信用を落とすようなことがないようにしていきたいと監視体制を強化してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） ご説明いただいて、それは行政としての事情であると私は捉えました。午前中、行財政改革推進計画の関係のお話で当たり前を変えていくのだとありました。説明を受けた中でいくと、これは行政にとっての当たり前なのだろうと思いました。やはり私は白老町のプライドであると考えます。これは宇治茶や松坂牛がそういう事例があると言いましたが、それはそれです。我がまちとして、今までの先人が培ってきたものを継承しながら、それをどう未来につなげていくかという、その普段の努力、これは必要であります、工藤産業経済課長がおっしゃったところでいくと、請求等を行わないけれども、監視を高めながらやっていくというのは分かりますが、やはり私はそういったところができる限りのことは精一杯やってほしいのです。国に対しての確認や我がまちで解決できないことは国の力を借りるですとか、その努力を最大限して、それであれば町民の皆様に説明はできると思いますが、私はやはり畜産業に関してきた皆様のことを考えるとちょっと顔向けできないと思いますが、理事者はいかがですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 国の力を借りるという部分についてもそうなのですが、合わせてお答えしたいと思えます。まず一つとしては、無効審査請求、これは行わないということでご理解をいただきたいと思えます。ただ、そういうことはいたしません、今後、国あるいは道にこういったことがありましたという報告を監視の部分も含めた中で話をしていくこととなります。その中でやはりこのことは白老町だけの問題ではないと思えます。ほかの地域においても、先ほど工藤産業経済課長のほうからの話もありましたように松坂牛だとか、宇治茶だとか、そういった部分での大きな問題が起きているという部分もありますので、そのことは国に対して白老町でこういう事例がありましたということもあって、今後、国としてどうしていつもらえるのかということも含めて、これはお話をしていきたいと思えます。商標の3種類については、これは白老町の大事な大事な商標だと思えます。そのことが中国のやり方がどうだということもありますが、今回認められなかったということが非常に残念だと思っておりますし、なぜかというところは理由は何点か挙げられていますが、なかなか理解しきれないところもありますので、こういうことが二度と起こらないようにまちとしても国や北海道にも話をしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員

○4番（貳又聖規君） まず、二度と起こらないようにするというか、そういった問題では私はないと思えます。これはやはりまちの宝であり、知財であります。それからまた無効の審査請求を行わないことを理解いただきたいと竹田副町長おっしゃいますが、私は最大限いろいろな手を打って、努力した結果がまだ見えないと受け止めておりますので、ですからこの場でそれを理解してくださいと言われても理解できないから私は言うわけです。これは町民の皆様、それから本当に

いる皆様が理解されているのですか。では白老町の畜産を営んでいる方々は理解しているのですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 銘柄推進協議会や畜産をやられている方が全員理解をしているかという部分ですが、それは100%理解はさせていただいてはないと思います。それぞれ物言いがあつての商標でしょうから、やはりなかなか理解ということはできないかもしれませんが、そういうことも含めて、こういうことが起きないように手を打つ、それから国内商標だけではなく、二つの方法がありますが、そういったものを今後やっていくといったような中で進めていきたいと思います。職員もそうですが、関係者の皆様も努力をしてこの商標をつくってきた、そして守ってきた、そういうことはもう十分我々も理解しておりますし、大事なことだということも理解をしています。なので絶対こういうことが二度と起きないようにしていこうということの中で、今回起きたことを理解いただければと思っています。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 異議なしと認めます。

それでは、ご意見等のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご意見なしと認めます。

これをもって中国国内における「白老牛」類似商標登録に対する異議申立て決定の結果についての協議を終了いたします。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって本日の全員協議会を閉会いたします。

（午後 1時21分）